

## 都市整備 関係

問 野栄ふれあい公園の樹木に名札をつけてはどうか、予定及び計画は。

答 平成十八年九月定例会において、樹木の名前の表示板をつけてはどうかとのご提案をいただき、早速検討し実施することとしました。年内には取りつけができると思いま



みはらしの丘から見る「野栄ふれあい公園」

## 福祉関係について

問 少子化により保育所運営の現状をどのように考えているか。また、匝瑳市内の公立保育所の割合、公立保育所と法人保育所の定員数はどうなついているか。

答 地域における子育て支援の中核的施設としまして、保育所の担う役割の重要性は、年々増加しているところです。また、保護者の意識が大きく変化をしている中で、子どものみならず、親が親として育っていくための手助けも重要な責務となっています。出生数も平成十三年度には三百五十一人、平成十七年度には二百九十一人と年々減少しているところです。このような状況の中で、園児数の増加を見込むことは到底不可能と思われます。

匝瑳市内には公立の保育所五園、私立の保育園が七園の合計十二の保育園があります。公立保育所の定員は三百六十

問 介護保険制度で、要介護認定を受けられる方で税金の申告の際、身体障害者手帳などの交付を受けている方が障害者の証明書発行の申請をした場合、要介護認定訪問調査の内容をもとに判定を行い、対象となる場合は障害者控除することにしてはどうか。

答 対象者として認定書を交付することにしてはどうか。以上の点を踏まえて、県内の証明書発行の実施状況、身障害者手帳の交付状況はどうか国等から認定に対する指

人、私立保育園の定員は五百四十人です。私立の七つの保育園すべてが経営努力をされまして、定員を超える児童数を確保されています。少子化により地域格差が拡大する状況になりますと、将来的には現状の幼稚園や公立保育所のあり方について検討をしなければならないものと考えています。

問 介護保険制度で、要介護認定を受けられる方で税金の申告の際、身体障害者手帳などの交付を受けている方が障害者の証明書発行の申請をした場合、要介護認定訪問調査の内容をもとに判定を行い、対象となる場合は障害者控除することにしてはどうか。

答 対象者として認定書を交付す

る場合、要介護認定調査の結果を把握しながら認定書を発行する方向で検討していきた

いと考へています。県内の証

明書の発行状況ですが、発行している団体は十六市町村、

実施予定は三市町村、検討中

であるが五市町村で合計二十

四市町村が何らかの方策を練

っています。身体障害者手帳

の交付状況ですが、手帳所持

者は千二百八十八人で、昨年

一年間に手帳を取得された方

は九十五人です。なお、国会

における政府側の答弁では、

「身体障害者福祉法と介護保

険法での認定は、その判断基

準において相違がある」また、

「要介護認定者を一律に障害

者の基準に当てはめることは

できない」さらに、「要介護認

定があつても所得税法上の障

害者控除の対象者とすること

はできない」となっています。

問 障害者自立支援法の現状について、新聞によると「自立支援法に対して二十二市が独自軽減策」また、「利用者負担軽減策の実施か検討かの

状況で何らかの軽減策を講じ

ています。サービス利用を手控えることにならないように対応した」と報じられている。

三十六市中二十二市が検討または、実施されていることに対し、どのような所

見をもっているか。

答 障害者自立支援法の現状についてですが、十月一日の

自立支援法施行前の障害程度区分認定対象者は、施設入所者一人、在宅サービス利用者

導また今後の匝瑳市の方針は、介護保険制度での要介護者の方を対象に考えますと、要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断をするのではなく、どの程度の介護サービスを提供するか判断することとされています。従いまして、介護能力のかかわりがないを判断するものです。要介護認定と障害者認定では判断基準が異なり、要介護認定の結果をもって一律に判断することは困難であると考えます。しかししながら、要介護認定者で寝たきりが確認できる重度者の場合においては、個々の状況を把握しながら認定書を発行する方向で検討していきた

いと考へています。県内の証明書の発行状況ですが、発行している団体は十六市町村、

実施予定は三市町村、検討中

であるが五市町村で合計二十

四市町村が何らかの方策を練

っています。身体障害者手帳

の交付状況ですが、手帳所持

者は千二百八十八人で、昨年

一年間に手帳を取得された方

は九十五人です。なお、国会

における政府側の答弁では、

「身体障害者福祉法と介護保

険法での認定は、その判断基

準において相違がある」また、

「要介護認定者を一律に障害

者の基準に当てはめることは

できない」さらに、「要介護認

定があつても所得税法上の障

害者控除の対象者とすること

はできない」となっています。

問 障害者自立支援法の現状について、新聞によると「自立支援法に対して二十二市が独自軽減策」また、「利用者負担軽減策の実施か検討かの

状況で何らかの軽減策を講じ

ています。サービス利用を手控えることにならないように対応した」と報じられている。

三十六市中二十二市が検討または、実施されていることに対し、どのような所

見をもっているか。

答 障害者自立支援法の現状についてですが、十月一日の

自立支援法施行前の障害程度区分認定対象者は、施設入所者一人、在宅サービス利用者

導また今後の匝瑳市の方針は、介護保険制度での要介護者の方を対象に考えますと、要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断をするのではなく、どの程度の介護サービスを提供するか判断することとされています。従いまして、介護能力のかかわりがないを判断するものです。要介護認定と障害者認定では判断基準が異なり、要介護認定の結果をもって一律に判断することは困難であると考えます。しかししながら、要介護認定者で寝たきりが確認できる重度者の場合においては、個々の状況を把握しながら認定書を発行する方向で検討していきた

いと考へています。県内の証明書の発行状況ですが、発行している団体は十六市町村、

実施予定は三市町村、検討中

であるが五市町村で合計二十

四市町村が何らかの方策を練

っています。身体障害者手帳

の交付状況ですが、手帳所持

者は千二百八十八人で、昨年

一年間に手帳を取得された方

は九十五人です。なお、国会

における政府側の答弁では、

「身体障害者福祉法と介護保

険法での認定は、その判断基

準において相違がある」また、

「要介護認定者を一律に障害

者の基準に当てはめることは

できない」さらに、「要介護認

定があつても所得税法上の障

害者控除の対象者とすること

はできない」となっています。

問 障害者自立支援法の現状について、新聞によると「自立支援法に対して二十二市が独自軽減策」また、「利用者負担軽減策の実施か検討かの

状況で何らかの軽減策を講じ

ています。サービス利用を手控えることにならないように対応した」と報じられている。

三十六市中二十二市が検討または、実施されていることに対し、どのような所

見をもっているか。

答 障害者自立支援法の現状についてですが、十月一日の

自立支援法施行前の障害程度区分認定対象者は、施設入所者一人、在宅サービス利用者

導また今後の匝瑳市の方針は、介護保険制度での要介護者の方を対象に考えますと、要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断をするのではなく、どの程度の介護サービスを提供するか判断することとされています。従いまして、介護能力のかかわりがないを判断するものです。要介護認定と障害者認定では判断基準が異なり、要介護認定の結果をもって一律に判断することは困難であると考えます。しかししながら、要介護認定者で寝たきりが確認できる重度者の場合においては、個々の状況を把握しながら認定書を発行する方向で検討していきた

いと考へています。県内の証明書の発行状況ですが、発行している団体は十六市町村、

実施予定は三市町村、検討中

であるが五市町村で合計二十

四市町村が何らかの方策を練

っています。身体障害者手帳

の交付状況ですが、手帳所持

者は千二百八十八人で、昨年

一年間に手帳を取得された方

は九十五人です。なお、国会

における政府側の答弁では、

「身体障害者福祉法と介護保

険法での認定は、その判断基

準において相違がある」また、

「要介護認定者を一律に障害

者の基準に当てはめることは

できない」さらに、「要介護認

定があつても所得税法上の障

害者控除の対象者とすること

はできない」となっています。

問 障害者自立支援法の現状について、新聞によると「自立支援法に対して二十二市が独自軽減策」また、「利用者負担軽減策の実施か検討かの

状況で何らかの軽減策を講じ

ています。サービス利用を手控えることにならないように対応した」と報じられている。

三十六市中二十二市が検討または、実施されていることに対し、どのような所

見をもっているか。

答 障害者自立支援法の現状についてですが、十月一日の

自立支援法施行前の障害程度区分認定対象者は、施設入所者一人、在宅サービス利用者

導また今後の匝瑳市の方針は、介護保険制度での要介護者の方を対象に考えますと、要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断をするのではなく、どの程度の介護サービスを提供するか判断することとされています。従いまして、介護能力のかかわりがないを判断するものです。要介護認定と障害者認定では判断基準が異なり、要介護認定の結果をもって一律に判断することは困難であると考えます。しかししながら、要介護認定者で寝たきりが確認できる重度者の場合においては、個々の状況を把握しながら認定書を発行する方向で検討していきた

いと考へています。県内の証明書の発行状況ですが、発行している団体は十六市町村、

実施予定は三市町村、検討中

であるが五市町村で合計二十

四市町村が何らかの方策を練

っています。身体障害者手帳

の交付状況ですが、手帳所持

者は千二百八十八人で、昨年

一年間に手帳を取得された方

は九十五人です。なお、国会

における政府側の答弁では、

「身体障害者福祉法と介護保

険法での認定は、その判断基

準において相違がある」また、

「要介護認定者を一律に障害

者の基準に当てはめることは